



## 評 定 書 (工法等)

申込者 ブイ・エス・エル・ジャパン株式会社 取締役社長 加々美 修一 様

件 名 VSL工法

平成 28 年 1 月 12 日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、平成 33 年 4 月 19 日までとします。

平成 28 年 4 月 20 日



一般財団法人 日本建築センター  
The Building Center of Japan

理事長 松野 仁



記

### 1. 評定申込事項

本評定は、昭和 58 年 7 月 25 日建設省告示第 1320 号「プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」第二第一号及び第二号」に係る評定の申し込みがなされたものである。

### 2. 評定の区分

変更

### 3. 評定をした工法等

別紙 1 のとおり

### 4. 評定の内容

#### (1) 方法

本評定は、コンクリート構造評定委員会（委員長：林静雄）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

#### (2) 審査内容

別紙 2 のとおり

### 5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。